

「お試し」のつもりが定期購入!?

スマホを使用中に、基礎化粧品やサプリメント、育毛剤などの「初回無料」「お試し価格980円」などの広告を見て、1回だけの『お試し』のつもりで購入したら、実際には決められた回数の商品購入が条件となる『定期購入』だったという相談が、引き続き多く寄せられています。

また、広告には「いつでも解約できます」と書いてあったので、解約しようとするも電話が込み合っていてつながらない、解約条件として追加で支払いを求められたというトラブルも発生しています。



トラブル回避のアドバイス



■最終画面の表示をよく確認しましょう

ネット通販では、注文する前に「最終確認画面」の表示をよく確認してください。低価格が強調されていても、2回目以降は分量が多くなったり、高額になったりする場合があります。定期購入ではないか、2回目以降の代金はいくらかなど、必ず販売条件の確認をしましょう。



【最終確認画面チェックリスト】

- 定期購入が条件になっていませんか？
- 定期購入の場合、継続期間や購入回数が決まっていますか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約する際の連絡方法は確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」（返品特約）は確認しましたか？

その他、契約内容の記録のため、こまめに注文時の画面などスクリーンショットで保存しておくとお心です。



太宰府市消費生活センター
☎092-921-2121 (内線 348)

【相談日】毎週月～金曜日(年末年始、祝日を除く)
【時間】9:30～12:00/13:00～16:00
【相談方法】電話(面談相談も可)※予約不要
【場所】市役所2階 消費生活相談室